

令和6年12月9日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

文化スポーツ観光常任委員会報告資料

文化スポーツ観光局

目

次

	ページ
1 「神奈川県立県民ホール条例」の一部改正について……………	1
2 「神奈川県立神奈川近代文学館条例」の一部改正について……………	8
3 「神奈川県立音楽堂条例」の一部改正について……………	10
4 神奈川県立地球市民かながわプラザの指定管理者の選定基準について……………	12
5 神奈川県立県民ホール（神奈川芸術劇場）及び音楽堂の指定管理者の選定基準について……………	17
6 神奈川県立神奈川近代文学館の指定管理者の選定基準について……………	21
7 宮ヶ瀬湖周辺施設の指定管理者の選定基準について……………	25
8 「第5期神奈川県観光振興計画」の一部修正について……………	30

1 「神奈川県立県民ホール条例」の一部改正について

(1) 概要

神奈川県立県民ホール（本館）（以下「本館」という。）は、令和7年4月1日から休館となり、令和8年4月以降県直営施設となる。また、神奈川県立県民ホール（神奈川芸術劇場）（以下「神奈川芸術劇場」という。）では、他自治体等の類似施設とのバランスや近年の物価上昇を考慮し、利用料金の適正な見直しが必要である。

そのため、次期指定管理者の選定に伴い、「神奈川県立県民ホール条例」について、所要の改正を行う予定である。

(2) 見直しの内容

ア 本館を県直営施設とすることに伴う改定
指定管理者による管理の範囲から本館を除く。

イ 神奈川芸術劇場の施設利用料金の改定
ホール、スタジオ、楽屋、駐車場について、利用料金の上限額を新たに定める。（別紙参照）

ウ 神奈川芸術劇場の設備利用料金の改定
楽器、舞台設備、ホール及びスタジオ照明セット、その他の照明設備、ホール及びスタジオ音響セット、その他の音響設備、映写設備、持込器具使用電力料について、利用料金の上限額を新たに定める。
（別紙参照）

エ その他
条文の整理等、所要の改正を行う。

(3) 今後の予定

令和7年2月 第1回県議会定例会に条例改正議案を提出

令和8年4月 改正条例施行

神奈川芸術劇場の利用料金の上限額

1 施設利用料金

(1) ホール

区分		改定後			現行		
		平日			平日		
		午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで
利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	徴収する入場料の額が8,000円を超える場合	236,760円	331,470円	378,830円	209,520円	293,330円	335,240円
	徴収する入場料の額が3,000円を超え8,000円以下の場合	177,570円	248,600円	284,120円	157,140円	220,000円	251,430円
	徴収する入場料の額が3,000円以下の場合	113,150円	158,400円	181,030円	104,760円	146,660円	167,620円
利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合		96,170円	134,640円	153,880円	89,040円	124,660円	142,480円

区分		改定後			現行		
		日曜日、土曜日及び休日			日曜日、土曜日及び休日		
		午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで
利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	徴収する入場料の額が8,000円を超える場合	284,120円	426,170円	426,170円	251,430円	377,140円	377,140円
	徴収する入場料の額が3,000円を超え8,000円以下の場合	213,090円	319,640円	319,640円	188,570円	282,860円	282,860円
	徴収する入場料の額が3,000円以下の場合	135,770円	203,660円	203,660円	125,710円	188,570円	188,570円
利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合		113,150円	169,720円	169,720円	104,760円	157,140円	157,140円

(2) 大スタジオ

区分			改定後			現行		
			平日			平日		
			午前 9 時から 午後 0 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 4 時 30 分 まで	午後 5 時 30 分 から午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 0 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 4 時 30 分 まで	午後 5 時 30 分 から午後 9 時まで
催し等を行う場合	徴収する 利用に係る 入場料を 徴収する 場合	徴収する入場料の額 が 3,000 円を超える 場合	44,400 円	62,150 円	71,040 円	39,290 円	55,000 円	62,860 円
		徴収する入場料の額 が 3,000 円以下の場 合	28,290 円	39,600 円	45,270 円	26,190 円	36,660 円	41,910 円
	利用に係る催し等について入 場料を徴収しない場合		24,100 円	33,720 円	38,470 円	22,310 円	31,220 円	35,620 円
催し等を行 わない場合	ホール等を利用する催し等に 伴う場合		12,430 円	17,410 円	19,890 円	11,000 円	15,400 円	17,600 円
	ホール等を利用する催し等に 伴わない場合		17,760 円	24,860 円	28,410 円	15,710 円	22,000 円	25,140 円

区分			改定後			現行		
			日曜日、土曜日及び休日			日曜日、土曜日及び休日		
			午前 9 時から 午後 0 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 4 時 30 分 まで	午後 5 時 30 分 から午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 0 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 4 時 30 分 まで	午後 5 時 30 分 から午後 9 時まで
催し等を行う場合	徴収する 利用に係る 入場料を 徴収する 場合	徴収する入場料の額 が 3,000 円を超える 場合	53,270 円	79,910 円	79,910 円	47,140 円	70,710 円	70,710 円
		徴収する入場料の額 が 3,000 円以下の場 合	33,950 円	50,920 円	50,920 円	31,430 円	47,140 円	47,140 円
	利用に係る催し等について入場 料を徴収しない場合		28,290 円	42,440 円	42,440 円	26,190 円	39,290 円	39,290 円
催し等を行 わない場合	ホール等を利用する催し等に 伴う場合		14,800 円	22,250 円	22,250 円	13,090 円	19,690 円	19,690 円
	ホール等を利用する催し等に 伴わない場合		21,320 円	31,970 円	31,970 円	18,860 円	28,290 円	28,290 円

(3) 中小スタジオ

区分			改定後			現行		
			平日			平日		
			午前 9 時から 午後 0 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 4 時 30 分 まで	午後 5 時 30 分 から午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 0 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 4 時 30 分 まで	午後 5 時 30 分 から午後 9 時まで
中スタ ジオ	催し等を行う場合		15,980 円	22,380 円	25,580 円	14,140 円	19,800 円	22,630 円
	催し等を行 わない場合	ホール等を利用す る催し等に伴う場 合	5,690 円	7,940 円	9,000 円	5,030 円	7,020 円	7,960 円
		ホール等を利用す る催し等に伴わな い場合	8,050 円	11,260 円	12,790 円	7,120 円	9,960 円	11,310 円

区分			改定後			現行		
			日曜日、土曜日及び休日			日曜日、土曜日及び休日		
			午前 9 時から 午後 0 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 4 時 30 分 まで	午後 5 時 30 分 から午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 0 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 4 時 30 分 まで	午後 5 時 30 分 から午後 9 時まで
中スタ ジオ	催し等を行う場合		19,310 円	28,890 円	28,890 円	17,080 円	25,560 円	25,560 円
	催し等を行 わない場合	ホール等を利用す る催し等に伴う場 合	6,880 円	10,190 円	10,190 円	6,080 円	9,010 円	9,010 円
		ホール等を利用す る催し等に伴わな い場合	9,470 円	14,210 円	14,210 円	8,380 円	12,570 円	12,570 円

区分			改定後			現行		
			平日			平日		
			午前 9 時から 午後 0 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 4 時 30 分 まで	午後 5 時 30 分 から午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 0 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 4 時 30 分 まで	午後 5 時 30 分 から午後 9 時まで
小スタ ジオ A	催し等を行う場合		11,850 円	16,570 円	18,940 円	10,480 円	14,660 円	16,760 円
	催し等を行 わない場合	ホール等を利用す る催し等に伴う場 合	4,140 円	5,800 円	6,630 円	3,660 円	5,130 円	5,860 円
		ホール等を利用す る催し等に伴わな い場合	5,930 円	8,290 円	9,470 円	5,240 円	7,330 円	8,380 円

区分		改定後			現行			
		日曜日、土曜日及び休日			日曜日、土曜日及び休日			
		午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	
小スタ ジオA	催し等を行う場合		14,210円	21,320円	21,320円	12,570円	18,860円	18,860円
	催し等を行わない場合	ホール等を利用する催し等に伴う場合	5,100円	7,590円	7,590円	4,510円	6,710円	6,710円
		ホール等を利用する催し等に伴わない場合	7,110円	10,660円	10,660円	6,290円	9,430円	9,430円

区分		改定後			現行			
		平日			平日			
		午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	
中スタ ジオA 及び 小スタ ジオA を同時 に利 用する 場合	催し等を行う場合		21,070円	29,490円	33,630円	18,640円	26,090円	29,760円
	催し等を行わない場合	ホール等を利用する催し等に伴う場合	9,820円	13,750円	15,630円	8,690円	12,160円	13,830円
		ホール等を利用する催し等に伴わない場合	13,970円	19,540円	22,250円	12,360円	17,290円	19,690円

区分		改定後			現行			
		日曜日、土曜日及び休日			日曜日、土曜日及び休日			
		午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	
中スタ ジオA 及び 小スタ ジオA を同時 に利 用する 場合	催し等を行う場合		25,220円	37,770円	37,770円	22,310円	33,420円	33,420円
	催し等を行わない場合	ホール等を利用する催し等に伴う場合	11,960円	17,760円	17,760円	10,580円	15,710円	15,710円
		ホール等を利用する催し等に伴わない場合	16,570円	24,860円	24,860円	14,660円	22,000円	22,000円

区分		改定後			現行		
		平日			平日		
		午前9時から 午後0時30分 まで	午後1時から 午後4時30分 まで	午後5時30分 から午後9時 まで	午前9時から 午後0時30分 まで	午後1時から 午後4時30分 まで	午後5時30分 から午後9時 まで
小スタジオB	ホール等を利用する催し等に伴う場合	3,320円	4,630円	5,210円	2,930円	4,090円	4,610円
	ホール等を利用する催し等に伴わない場合	4,740円	6,630円	7,590円	4,190円	5,860円	6,710円

区分		改定後			現行		
		日曜日、土曜日及び休日			日曜日、土曜日及び休日		
		午前9時から 午後0時30分 まで	午後1時から 午後4時30分 まで	午後5時30分 から午後9時 まで	午前9時から 午後0時30分 まで	午後1時から 午後4時30分 まで	午後5時30分 から午後9時 まで
小スタジオB	ホール等を利用する催し等に伴う場合	3,910円	5,800円	5,800円	3,460円	5,130円	5,130円
	ホール等を利用する催し等に伴わない場合	5,690円	8,410円	8,410円	5,030円	7,440円	7,440円

(4) 楽屋

改定後			現行		
午前9時から 午後0時30分 まで	午後1時から 午後4時30分 まで	午後5時30分 から午後9時 まで	午前9時から 午後0時30分 まで	午後1時から 午後4時30分 まで	午後5時30分 から午後9時 まで
1,780円	1,780円	1,780円	1,570円	1,570円	1,570円

(5) 駐車場

改定後				現行			
区分	1時間以内の場合	1時間を超える場合		区分	1時間以内の場合	1時間を超える場合	
普通自動車	1台につき 570円	1台最初の1時間につき 570円	1台最初の1時間を超える時間30分までごとににつき 280円	普通自動車	1台につき 470円	1台最初の1時間につき 470円	1台最初の1時間を超える時間30分までごとににつき 230円
原動機付自転車及び自動二輪車	同 140円	同 140円	同 60円	原動機付自転車及び自動二輪車	同 110円	同 110円	同 50円

2 設備利用料金

区分		改定後	現行
種別	単位	利用料金の額	利用料金の額
楽器	1台1回	18,860円	15,710円
舞台設備	1種類1回	13,830円	11,520円
ホール及びスタジオ 照明セット	1回	67,890円	56,570円
その他の照明設備	1台1回	2,270円	1,890円
ホール及びスタジオ 音響セット	1回	31,430円	26,190円
その他の音響設備	1式、1台又は1本1回	26,400円	22,000円
映写設備	1台1回	27,650円	23,040円
持込器具使用電力料	持込器具の表示消費電力 1キロワット1回	260円	210円

2 「神奈川県立神奈川近代文学館条例」の一部改正について

(1) 概要

神奈川県立神奈川近代文学館では、他自治体等の類似施設とのバランスや近年の物価上昇を考慮し、利用料金の適正な見直しが必要である。

そのため、次期指定管理者の選定に伴い、「神奈川県立神奈川近代文学館条例」について、所要の改正を行う予定である。

(2) 見直しの内容

ア 施設利用料金の改定

ホール、会議室、和室について、利用料金の上限額を新たに定める。(別紙参照)

イ 観覧利用料金の改定

展示の観覧について、利用料金(特別展を除く)の上限額を新たに定める。(別紙参照)

(3) 今後の予定

令和7年2月 第1回県議会定例会に条例改正議案を提出

令和8年4月 改正条例施行

利用料金の上限額

1 施設利用料金

区分	改定後				現行			
	平日		日曜日、土曜日及 び休日		平日		日曜日、土曜日及 び休日	
	午前9時 30分から 午後5時 まで	午後5時 から午後 9時まで	午前9時 30分から 午後5時 まで	午後5時 から午後 9時まで	午前9時 30分から 午後5時 まで	午後5時 から午後 9時まで	午前9時 30分から 午後5時 まで	午後5時 から午後 9時まで
ホール	1時間につき 2,440円	1時間につき 3,020円	1時間につき 3,020円	1時間につき 3,750円	1時間につき 2,040円	1時間につき 2,520円	1時間につき 2,520円	1時間につき 3,130円
中会議室	同 1,140円	同 1,450円	同 1,450円	同 1,870円	同 950円	同 1,210円	同 1,210円	同 1,560円
小会議室	同 490円	同 630円	同 630円	同 790円	同 410円	同 530円	同 530円	同 660円
和室	同 630円	同 790円	同 790円	同 1,140円	同 530円	同 660円	同 660円	同 950円

2 観覧利用料金

区分	改定後			現行		
	常設展		特別展	常設展		特別展
	個人	20人以上の 団体		個人	20人以上の 団体	
20歳以上65歳未満の者（学生及び高校生を除く。）	1人につき 310円	1人につき 190円	1人につき 1,010円	1人につき 260円	1人につき 160円	1人につき 1,010円
20歳未満の者（高校生を除く。） 学生（65歳以上の者を除く。）	同 190円	同 130円		同 160円	同 110円	
65歳以上の者 高校生	同 130円	同 130円		同 110円	同 110円	

3 「神奈川県立音楽堂条例」の一部改正について

(1) 概要

神奈川県立音楽堂では、他自治体等の類似施設とのバランスや近年の物価上昇を考慮し、利用料金の適正な見直しが必要である。

そのため、次期指定管理者の選定に伴い、「神奈川県立音楽堂条例」について、所要の改正を行う予定である。

(2) 見直しの内容

ア 施設利用料金の改定

ホールについて、利用料金の上限額を新たに定める。（別紙参照）

イ 設備利用料金の改定

楽器、舞台設備、照明セット、その他の照明設備、音響セット、その他の音響設備、映写設備、持込器具使用電力料について、利用料金の上限額を新たに定める。（別紙参照）

(3) 今後の予定

令和7年2月 第1回県議会定例会に条例改正議案を提出

令和8年4月 改正条例施行

利用料金の上限額

1 施設利用料金

区分	改定後			現行		
	平日			平日		
	午前 9 時から 午後 0 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 4 時 30 分 まで	午後 5 時 30 分 から 午 後 9 時 まで	午前 9 時から 午後 0 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 4 時 30 分 まで	午後 5 時 30 分から 午後 9 時 まで
利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	98,730 円	108,900 円	124,860 円	82,270 円	90,750 円	104,050 円
利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	60,980 円	74,060 円	92,920 円	50,810 円	61,710 円	77,430 円

区分	改定後			現行		
	日曜日、土曜日及び休日			日曜日、土曜日及び休日		
	午前 9 時から 午後 0 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 4 時 30 分 まで	午後 5 時 30 分 から 午 後 9 時 まで	午前 9 時から 午後 0 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 4 時 30 分 まで	午後 5 時 30 分から 午後 9 時 まで
利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	124,860 円	130,680 円	140,850 円	104,050 円	108,900 円	117,370 円
利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	92,920 円	95,820 円	101,640 円	77,430 円	79,850 円	84,700 円

2 設備利用料金

区分		改定後	現行
種別	単位	利用料金の額	利用料金の額
楽器	1台1回	16,550円	13,790円
舞台設備	1種類1回	6,950円	5,790円
照明セット	1回	10,610円	8,840円
その他の照明設備	同	3,180円	2,650円
音響セット	同	8,990円	7,490円
その他の音響設備	旧：1本1回 新：1式、1台又は1本1回	2,900円	2,410円
映写設備	1台1回	8,260円	6,880円
持込器具使用電力料	持込器具の表示消費電力1キロワット1回	260円	210円

4 神奈川県立地球市民かながわプラザの指定管理者の選定基準について

神奈川県立地球市民かながわプラザの指定管理者の募集については、令和6年第3回県議会定例会（前半）文化スポーツ観光常任委員会において、募集条件及び選定基準の基本的な考え方等について報告した。

このたび、この選定基準について、外部評価委員会の意見を聴取した上で次のとおり定めたので報告する。

(1) 選定基準について

ア サービスの向上（55点）

県が求めるサービス水準を達成できる提案か、事業者のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているかについて評価する。

評価項目		評価の視点	配点
1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	指定管理者としての基本方針等	○指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 ○業務の一部を委託する場合の業務内容等 (注) 委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。以下同じ。	5
2 施設の維持管理	施設及び設備の維持管理の実施方針	○清掃業務、保守点検業務、修繕業務、受付業務、警備業務等についての実施方針 ○設備や展示機器の維持管理や修繕に対する考え方	10
3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	サービス向上及び利用促進に向けた取組	○より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ○より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ○サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ○障がい者や外国籍県民等、配慮が必要な利用者への対応	5

		○施設の特徴をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 ○利用料金の設定、減免の考え方	
	施設の設置目的を踏まえ、その特性を生かした効果的な事業の実施	○多文化共生や国際的理解、地球的規模の課題等に対する理解を深めるための各種企画及び展示内容の充実 ○非核・平和意識の普及を促進するための各種企画及び展示内容の充実	25
	①学習センター事業の実施	○地域における多文化理解の促進のための各種企画、図書・映像等の閲覧・視聴サービスの充実	① (10)
	②情報・相談センター事業の実施	○外国籍県民がくらしやすい環境づくりのための相談サービス機能の充実	② (10)
	③サポート・ネットワーク事業の実施	○NPO等が行う国際交流・協力活動、多文化共生活動に対する支援の充実	③ (5)
4 事故防止等安全管理	日常の安全管理及び緊急時の対応	○通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ○事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ○急病人等が生じた場合の対応・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等	5
5 地域と連携した魅力ある施設づくり	施設運営にあたっての地域との連携	○地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容	5
	業務委託を行う場合の地域企業への配慮	○地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	

イ 管理経費の節減等 (20点)

県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が正確かつ適切に積算された収支計画となっているか、民間事業者のノウハウを活かした合理的な経費節減策が提案されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
6 節減努力等	<p>(県が指定管理者に指定管理料を支払う施設)</p> <p>「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額</p> $\frac{\text{積算価格から20\%以上節減している場合は、積算価格から20\%節減した額}}{\text{提案額}} \times 20$ <p>注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。</p> <p>注2 評価点は小数点以下切捨てとする。</p>	20

ウ 団体の業務遂行能力 (25点)

指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか、指定管理業務を遂行できる技術的能力(専門人材の配置、類似業務の実績等)が確保されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
7 人的な能力、執行体制	<ul style="list-style-type: none"> ○指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ○業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況 	5
8 財政的な能力	<ul style="list-style-type: none"> ○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い 	5

9 コンプライアンス、社会貢献	諸規程の整備等	○指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）	5
	環境への配慮	○指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ○再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組	
	障がい者への配慮	○法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績 ○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮の提供など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組みについての考え方 ○手話言語条例への対応	
	社会貢献等への考え方	○社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組	
10 事故・不祥事への対応、個人情報保護	事故・不祥事への対応、個人情報保護	○募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	5
11 これまでの実績	類似施設での実績等	○指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ○県又は他の自治体における指定取消しの有無	5

(2) 今後の予定

- 令和7年1月～ 指定管理者を募集
- 4月～ 外部評価委員会等による候補者選定
- 6月 第2回県議会定例会に指定管理者の指定議案を提出
- 令和8年4月 指定管理者による管理運営開始

5 神奈川県立県民ホール（神奈川芸術劇場）及び音楽堂の指定管理者の選定基準について

神奈川県立県民ホール（神奈川芸術劇場）及び音楽堂の指定管理者の選定については、令和6年第3回県議会定例会（前半）文化スポーツ観光常任委員会において、選定方法及び選定基準の基本的な考え方等について報告した。

このたび、選定基準について、外部評価委員会の意見を聴取した上で次のとおり定めたので報告する。

(1) 選定基準について

ア サービスの向上（55点）

県が求めるサービス水準を達成できる提案か、事業者のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているかについて評価する。

評価項目		評価の視点	配点
1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	指定管理者としての基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2館一体での指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 ○ 業務の一部を委託する場合の業務内容等 <p>（注）委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。以下同じ。</p>	5
2 施設の維持管理	施設及び設備の維持管理に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2館一体運営を踏まえた人員配置の工夫や効率的な施設及び設備の保守点検、施設の清掃・保安警備等の維持管理業務についての実施方針 	10
3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	2館一体運営を踏まえた事業実施、サービス向上等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2館の特性を最大限に活かした、バランスの取れた文化芸術事業の総合的な企画・制作についての実施方針、内容等 ○ 2館の広報等の共通業務の一体化による運営の内容等 	30

	県の文化行政と一体となった主催事業の実施に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ○かながわ文化芸術振興計画に基づくマグカル事業等文化行政の着実な推進のための県行政との一体的な取組方針等 ○県民ホール（本館）が休館となる中で県民の芸術文化への参加・鑑賞機会を継続的に提供するための取組内容 ○長期継続的視点、高度・専門的知識の蓄積・活用を踏まえた主催事業の実施方針、内容等 ○外部資金獲得に向けた取組内容等 	
	サービス向上及び利用促進の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ○より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ○サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ○障がい者への配慮（手話言語条例への対応等） ○観光客等への対応 ○貸館事業の実施方針、内容等 ○利用料金の設定、減免の考え方 	
4 事故防止等安全管理	通常時の安全管理	○通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容	5
	緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○事故・不祥事・災害等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ○急病人等が生じた場合の対応・救急救命士等の配置、救命に対する職員研修等 	
5 地域と連携した魅力ある施設づくり	地域との連携、地元企業への業務委託等	<ul style="list-style-type: none"> ○地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 ○県民ホール（本館）の休館後、再開を見据えた、各市町村の文化資源との協働体制、ネットワークの構築を目指す取組内容 ○地元企業等への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容 	5

イ 管理経費の節減等 (20点)

県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が正確かつ適切に積算された収支計画となっているか、民間事業者のノウハウを活かした合理的な経費節減策が提案されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
6 節減努力等	<p>「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額</p> $\frac{\text{提案額 (積算価格から20\%以上節減している場合は、積算価格から20\%節減した額)}}{\text{積算価格}} \times 20$ <p>注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は小数点以下切捨てとする。</p>	20

ウ 団体の業務遂行能力 (25点)

指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか、指定管理業務を遂行できる技術的能力（専門人材の配置、類似業務の実績等）が確保されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
7 人的な能力、執行体制	<p>執行体制及び委託業務のチェック体制</p> <p>○指定期間を通じて、2館一体により効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ○業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況</p>	5
	<p>人材育成、労働環境確保等</p> <p>○指定期間を通じて、2館一体により安定して指定管理業務を行うための専門的な人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況</p>	
8 財政的な能力	<p>財務状況</p> <p>○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い</p>	5
9 コンプライアンス、社会貢献	<p>コンプライアンスのための体制</p> <p>○指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規定の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況</p>	5

		(労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む)	
	環境への配慮	○指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ○再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組	
	障がい者等への配慮	○法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績 ○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮の提供など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ○手話言語条例への対応	
	社会貢献活動等への取組	○外国人等に対するコミュニケーションにおける支援 ○SDGs（持続可能な開発目標）への取組、社会貢献活動等、CSRの考え方と実績	
10 事故・不祥事への対応、個人情報保護	事故、不祥事への対応、個人情報保護	○申請書類受付開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	5
11 これまでの実績	管理運営等の実績	○これまでの管理運営等の実績の状況 ○県又は他の自治体における指定取消しの有無	5

(2) 今後の予定

令和7年4月～	公益財団法人神奈川芸術文化財団からの申請書類受付
7月～	外部評価委員会等による候補者選定
9月	第3回県議会定例会に指定管理者の指定議案を提出
令和8年4月	指定管理者による管理運営開始

6 神奈川県立神奈川近代文学館の指定管理者の選定基準について

神奈川県立神奈川近代文学館の指定管理者の選定については、令和6年第3回県議会定例会（前半）文化スポーツ観光常任委員会において、選定方法及び選定基準の基本的な考え方等について報告した。

このたび、この選定基準について、外部評価委員会の意見を聴取した上で次のとおり定めたので報告する。

(1) 選定基準について

ア サービスの向上（55点）

県が求めるサービス水準を達成できる提案か、事業者のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているかについて評価する。

評価項目		評価の視点	配点
1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	指定管理者としての基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> ○指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 ○業務の一部を委託する場合の業務内容等 <p>（注）委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。以下同じ。</p>	5
2 施設の維持管理	施設及び設備の維持管理に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ○効率的な施設及び設備の保守点検、施設の清掃・保安警備等の維持管理業務についての実施方針 ○文学資料の保存環境、展示環境の維持管理についての考え方 	10
3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	資料の調査・収集・整理に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ○資料収集の方針等 ○既寄贈者、将来の新たな寄贈者への対応 ○資料の整理保存の方針等 	30
	展示・閲覧等に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ○より多くの利用を図るために開かれた文学館として実施する事業の実施方針、内容等 ○より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ○サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ○障がい者への配慮（手話言語条例への対応等） ○研究者等への対応 ○観光客等への対応 ○施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 	

		○利用料金の設定、減免の考え方 ○外部資金獲得に向けた取組内容等	
4 事故防止等安全管理	通常時の安全管理	○通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容	5
	緊急時の対応	○事故・不祥事・災害等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ○急病人等が生じた場合の対応 ・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等	
5 地域と連携した魅力ある施設づくり	地域・教育と連携した魅力ある施設づくり、地元企業への業務委託等	○地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 ○地元企業等への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容 ○教育機関や社会教育施設等との協力・提携の取組内容	5

イ 管理経費の節減等 (20点)

県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が正確かつ適切に積算された収支計画となっているか、民間事業者のノウハウを活かした合理的な経費節減策が提案されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
6 節減努力等	$\frac{\text{「最低の提案額」と「積算価格から20\%節減した額」のうち、高い金額}}{\text{提案額（積算価格から20\%以上節減している場合は、積算価格から20\%節減した額）}} \times 20$ <p>注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は小数点以下切捨てとする。</p>	20

ウ 団体の業務遂行能力 (25点)

指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか、指定管理業務を遂行できる技術的能力（専門人材の配置、類似業務の実績等）が確保されているかについて評価する。

評価項目		評価の視点	配点
7 人的な能力、執行体制	執行体制及び委託業務のチェック体制	<ul style="list-style-type: none"> ○指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ○業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ○業務を執行するための団体等としての専門性等の状況 	5
	人材育成、労働環境確保等	<ul style="list-style-type: none"> ○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための専門的な人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況 	
8 財政的な能力	財務状況	<ul style="list-style-type: none"> ○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い 	5
9 コンプライアンス、社会貢献	コンプライアンスのための体制	<ul style="list-style-type: none"> ○指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む） 	5
	環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ○再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組 	
	障がい者等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績 ○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮の提供など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ○手話言語条例への対応 	
	社会貢献活動等への取組	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人等に対するコミュニケーションにおける支援 ○SDGs（持続可能な開発目標）への取組、社会貢献活動等、CSRの考え方と実績 	

10 事故・不祥事への対応、個人情報保護	事故・不祥事への対応、個人情報保護	○申請書類受付開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	5
11 これまでの実績	管理運営等の実績	○これまでの管理運営等の実績の状況 ○県又は他の自治体における指定取消しの有無	5

(2) 今後の予定

令和7年4月～ 公益財団法人神奈川文学振興会からの申請書類受付
7月～ 外部評価委員会等による候補者選定
9月 第3回県議会定例会に指定管理者の指定議案を提出
令和8年4月 指定管理者による管理運営開始

7 宮ヶ瀬湖周辺施設の指定管理者の選定基準について

宮ヶ瀬湖周辺施設（宮ヶ瀬やまなみセンター、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地並びに宮ヶ瀬湖カヌー場）の指定管理者の選定については、令和6年第3回県議会定例会（前半）の文化スポーツ観光常任委員会において、選定方法及び選定基準の基本的な考え方等について報告した。

このたび、この選定基準について、外部評価委員会の意見を聴取した上で、次のとおり定めたので報告する。

(1) 選定基準について

ア サービスの向上（55点）

県が求めるサービス水準を達成できる提案か、事業者のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているかを評価する。

評価項目		評価の視点	配点
1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	指定管理者としての運営方針及び委託の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○宮ヶ瀬湖周辺地域の成り立ちを踏まえた指定管理業務全般を通じた総合的な考え方、運営方針 ○宮ヶ瀬湖の水質や周辺地域の自然環境の保全及び、周辺地域の活性化に向けた取組方針 ○将来に向けたカヌー競技人口の拡大や競技者の育成を図ることについての考え方 ○業務の一部を委託する場合の業務内容等 <p>（注）委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す（以下同じ）。</p>	5
2 施設の維持管理	施設の特性を踏まえた維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ○やまなみセンター（別館含む）、集団施設地区及び鳥居原園地、カヌー場に係る清掃、保守点検、受付、警備等の維持管理業務及び自然公園施設の植物管理等に関する実施方針 ○3施設を一体的に運営することによる効果的・効率的な維持管理の考え方 	5

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の特性を活かした利用促進のための企画と取組 ・現状分析、課題把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○やまなみセンター（別館含む）について、周辺地域の活性化と水源環境の理解促進のための広域交流拠点という役割を踏まえた企画・取組 ○宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地について、自然公園としての特性を踏まえた企画・取組 ○カヌー場について、カヌー競技等の振興に関する企画・取組 ○施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 ○現状の分析や課題の把握 	20
	<ul style="list-style-type: none"> ・一体的な運営により可能となる利用促進のための企画・取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○3施設を一体的に運営することにより展開する、利用促進のための企画・取組 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、PR活動 ・接客、苦情処理、利用者ニーズの把握 ・利用料金 	<ul style="list-style-type: none"> ○より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ○サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ○外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーション上の工夫及び必要に応じた支援の方針 ○神奈川県手話言語条例への対応 ○利用料金の設定、減免の考え方 	
4 事故防止等安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・事故防止等安全管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ○災害・事故、不祥事等の緊急事態が発生した場合及び安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針（利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合の対応方針を含む） ○急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等） ○水難事故等の緊急事態発生時の対応や関係機関との連携についての考え方 	10

5 地域と連携した魅力ある施設づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、関係団体等との連携・交流等 ・地域活性化につながる集客促進 ・地域人材や地元企業の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○宮ヶ瀬湖周辺地域の市町村、関係団体、事業者、その他周辺施設等との協力体制の構築及び連携・交流 ○ボランティア団体等の育成・連携 ○宮ヶ瀬湖周辺地域の更なる活性化につながる新たな集客促進策の企画・取組 ○地域人材の参加・活用による施設づくりや利用者サービス向上に対する考え方 ○地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組 	15
--------------------	--	---	----

イ 管理経費の節減等 (20点)

県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が正確かつ適切に積算された収支計画となっているか、民間事業者のノウハウを活かした合理的な経費節減策が提案されているかを評価する。

評価項目	評価の視点	配点
6 節減努力等	<p>「提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額</p> $\frac{\text{提案額 (積算価格から20\%以上節減している場合は、積算価格から20\%節減した額)}}{\text{提案額}} \times 20$ <p>注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は小数点以下切捨てとする。</p>	20

ウ 団体の業務遂行能力 (25点)

指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか、指定管理業務を遂行できる技術的能力（専門人材の配置、類似業務の実績等）が確保されているかを評価する。

評価項目		評価の視点	配点
7 人的な能力、執行体制	人的な能力、執行体制	<ul style="list-style-type: none"> ○指定期間を通じて3施設を一体的かつ効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ○業務の一部を委託する場合の管理・指導體制の状況 ○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況 	5
8 財政的な能力	財政的な能力	<ul style="list-style-type: none"> ○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い 	5
9 コンプライアンス、社会貢献	コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> ○指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規等の法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む） 	5
	社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> ○指定管理業務を行う際の環境配慮の状況 ○再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組 ○法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績 ○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮の提供など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ○外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーション上の工夫及び必要に応じた支援の方針 ○神奈川県手話言語条例への対応 	

		○社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）やESD（持続可能な開発のための環境教育推進）の取組	
10 事故・不祥事への対応、個人情報保護	事故・不祥事への対応	○申請受付開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況	5
	個人情報保護	○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	
11 これまでの実績	実績	○指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ○県又は他の自治体における指定取消しの有無	5

(2) 今後の予定

- 令和7年1月～ 指定管理者候補からの申請書類を受付
4月～ 外部評価委員会等による候補者選定
6月 第2回県議会定例会に指定管理者の指定議案を提出
令和8年4月 指定管理者による管理運営開始

8 「第5期神奈川県観光振興計画」の一部修正について

(1) 趣旨

現行の「第5期神奈川県観光振興計画（令和5年3月）」（以下「計画」という。）は、令和5年度から令和8年度までの4年間を計画期間とし、次回改定は令和8年度に予定している。

現行計画は、現在、計画期間の2年目ではあるが、計画推進に係る指標及び推進体制に変更が生じた部分について、令和6年8月開催の神奈川県観光審議会において審議し、一部修正が承認された。

(2) 修正内容

ア 数値目標の「その他参考指標」

県では、「観光客消費動向等調査」、「外国人観光客実態調査」のデータを使用し、本県を来訪した観光客の「満足度」について、「大いに満足した」との回答の割合が70%を下回らないことを目標として設定している。

こうした中、令和4年の調査から、この指標の基となる調査の評価段階を、5段階から11段階に変更した。

この評価段階の変更を受け、「新かながわグランドデザイン実施計画（令和6年3月）」の「プロジェクト5 観光・地域活性化」のKPI（観光客満足度）では、「大いに満足した」との回答の割合が80%を下回らないことを目標として設定した。

そのため、上位計画である「新かながわグランドデザイン実施計画」との整合を図るため、別紙のとおり本計画の「満足度」の数値目標を80%を下回らないことに修正する。

イ 計画の推進体制

国では、観光地域づくりを推進する司令塔として、DMO（Destination Management Organization：観光地域づくり法人）の形成を促しているが、本県では、令和5年3月に、県域全体で活動するDMOとして、公益社団法人神奈川県観光協会が地域連携DMOである「かながわDMO」として登録された。

県では、かながわDMOが持つ専門性、民間的手法などを活かすことで、より高い効果が見込まれる業務について、令和6年度から段階的に委ねることで、県域全体における観光振興について、県とかながわDMOとの役割分担を進めている。

そのため、観光振興における県とかながわDMOの役割分担を計画に反映させるため、別紙のとおり計画の推進体制を変更し、文末に「県とかながわDMOの役割分担と連携」について説明を追加する。

(3) 今後の予定

令和7年1月 計画を公表

<別添参考資料>

- ・参考資料：第5期神奈川県観光振興計画（修正案）

「第5期神奈川県観光振興計画」の一部修正箇所について

1 数値目標の「その他参考指標」（満足度）の修正について

上位計画である「新かながわランドデザイン実施計画」と整合を図るため、「大いに満足した」と回答した割合が80%を下回らないことに修正する（計画53頁）。

修正前

カ 満足度（暦年）

本県を来訪した観光客が、「本県に魅力を感じたか」を図る指標であり、観光産業の健全な発展の状況を確認するため継続して把握します。本計画期間においては70%を下回らないことを目標とします。

項目	実績				目標			
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
「大いに満足した」と回答した割合	67.9%	69.7%	63.2%	-	70%	70%	70%	70%

修正後

カ 満足度（暦年）

本県を来訪した観光客が、「本県に魅力を感じたか」を図る指標であり、観光産業の健全な発展の状況を確認するため継続して把握します。本計画期間においては80%を下回らないことを目標とします。

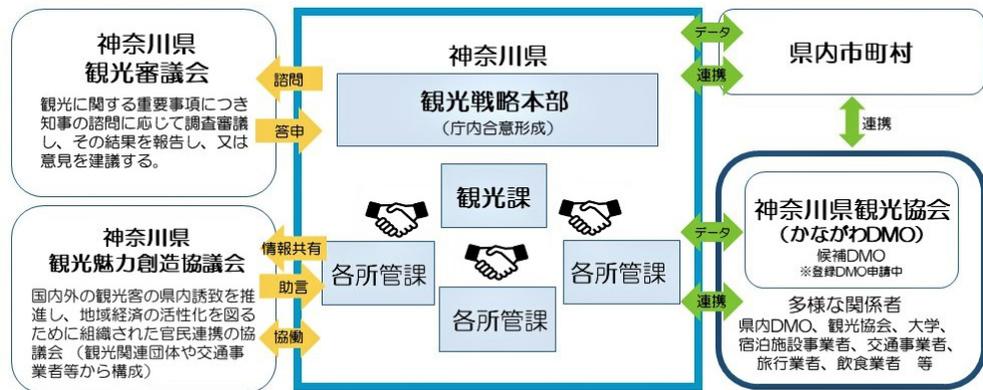
項目	実績				目標			
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
「大いに満足した」と回答した割合	67.9%	69.7%	63.2%	-	<u>80%</u>	<u>80%</u>	<u>80%</u>	<u>80%</u>

2 計画の推進体制の修正について

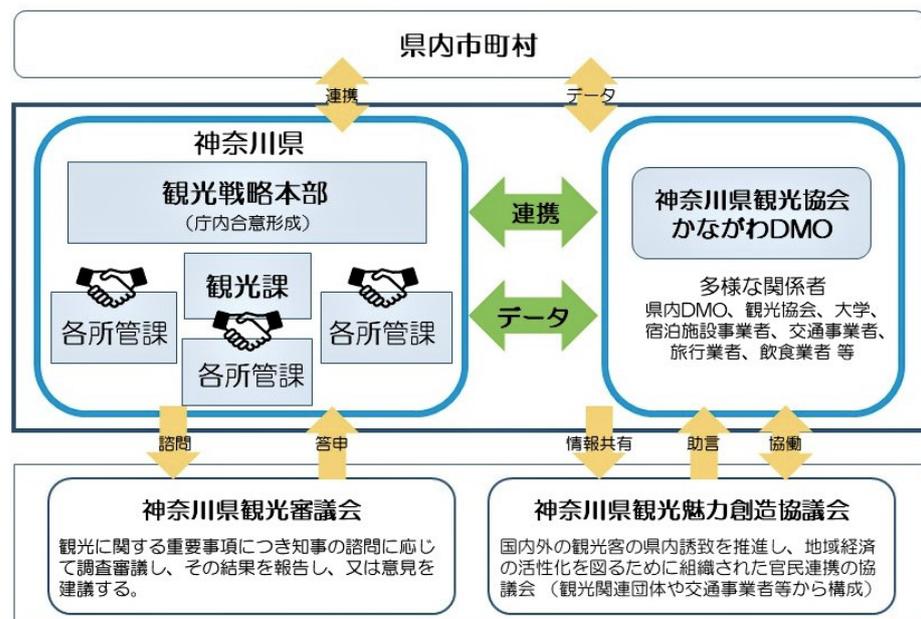
現在推進している県とかながわDMOとの役割分担を踏まえ、県とDMOが連携し、本県の観光振興を一体的に推進することを図と説明により明確にする（計画 77 頁）。

■体制図

修正前



修正後



■説明文を新たに挿入

県とかながわDMOの役割分担と連携

令和5年3月、公益社団法人神奈川県観光協会が、国から観光地域づくり法人（地域連携DMO）に登録されました。（通称：「かながわDMO」）

DMOは、地域の『稼ぐ力』を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する『観光地経営』の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、観光データに基づくマーケティング、観光戦略の策定、観光地域づくりに関する地域の関係者との調整や支援など、県が「稼ぐ観光地域づくり」を推進するための重要な主体となります。県とかながわDMOは役割分担を整理し、かながわDMOに委ねることが望ましい専門性や民間的な手法が求められる業務について、段階的に移行していきます。